

(仮称) 男鹿市、潟上市及び秋田市沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書
に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

加えて、供用開始後には、施設の故障等による環境への重大な影響が生じないよう適切に保守点検及び維持管理を行うこと。

- (2) 本事業は国内で例のない大規模な洋上風力発電事業であることから、現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中又は供用開始後に生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を踏まえた調査を速やかに実施し、関係機関と協議の上で、適切な措置を講じること。

また、事業計画について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、本事業に対する理解を得るよう努めること。

- (3) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生した事例があることから、事業の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

ア 本事業で実施されるモノパイル打設工事については、騒音が広範囲に発生する可能性があり、他事例においては地域住民から騒音に係る苦情や問合せがあったことから、事前に地域住民等への周知を図り、理解を得るよう努めること。

また、当該工事の施工時期・時間については地域住民の生活を考慮して計画を検討するとともに、当該工事の手法については、事業者の実行可能な範囲内で最大限の騒音低減措置を講じることとし、評価書にはこれらの環境保全措置を具体的かつ明確に記載すること。

加えて、当該工事の事後調査については、打設音の影響を正確に把握するため、本準備書において計画している調査地点よりも遠方の沿岸地域や市街地に

においても調査を行うこと。

イ 本準備書では、施設の稼働に伴う騒音については、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価しているが、本事業は国内で例のない大規模な洋上風力発電事業であり、実施区域周辺には住居や学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在しており、また、その予測については、発生源からの騒音の放射特性や伝搬過程における気象条件、地形の影響等、不確実性が大きい要因があることから、適切に事後調査を実施すること。

また、事後調査結果において、生活環境への重大な影響が認められる場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 動物

ア 実施区域及びその周辺ではガン・カモ類及びハクチョウ類に加え、ミサゴ等の希少猛禽類の飛翔が確認されていることから、施設の稼働によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生等が懸念される。

本準備書では、事後調査として、風力発電機へのカメラの設置等を行い、施設の稼働後におけるバードストライクの状況を調査することとしているが、最新の知見及び専門家等の助言に基づいた適切な調査手法等を検討し、バードストライクの状況を適切に確認できるよう、当該事後調査を実施すること。

また、バードストライクや、ブレードの回転範囲及びその周辺での飛翔が高頻度に確認されるなど、本事業の実施による鳥類等への重大な影響が認められ、又は懸念される場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

イ 本準備書では、モノパイル打設工事に伴う水中音による重要な魚種への影響は小さいものと予測しているが、影響が及ぶ魚類等の中には致死及び致命的損傷の可能性があることから、ソフトスタートの実施等の環境保全措置の効果について詳細に検証した上で、適切に環境保全措置を講じること。

また、海生生物に関する生態等については、解明されていない点も多く、予測の不確実性が大きいことから、最新の知見及び専門家等の助言に基づいた適切な調査手法等により海生生物の状況に関する事後調査を実施し、本事業の実施による海生生物への重大な影響が認められ、又は懸念される場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

(3) 景観

本準備書では、風力発電機の配置を可能な限り主要な眺望点及び身近な眺望点から離れた場所を選定するなどの環境保全措置を講じることにより、施設の存在による景観への影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しているが、本事業は最高高さ約 262m の風力発電機を南北約 9km に及ぶ範囲に 21 基設置する大規模な洋上風力発電事業であり、出戸浜海水浴場等の主要な眺望点から圧迫感を受ける見え方となるおそれがあることや風力発電機の配置に規則性がないことなどにより、主要な眺望点に加え、日常生活の場からの景観に変化を伴うことから、本事業の実施による眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、専門家等から助言を受けた上で、風力発電機の基数の削減や配置の変更等の環境保全措置を再検討し、事業者の実行可能な範囲内で最大限の環境保全措置を講じることにより、影響を回避し、又は低減すること。

また、評価書にはこれら検討の経緯及び環境保全措置を具体的かつ明確に記載すること。

加えて、景観への影響について、地域住民等に対し、環境影響評価結果等の説明を丁寧に行い、十分に理解を得るよう努めること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

本準備書では、風力発電機の配置を主要な人と自然との触れ合いの活動の場(以下「活動の場」という。)の管理者を含む関係者と協議し、可能な限り航行安全や釣り場への影響に配慮して選定するなどの環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在に伴う活動の場への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しているが、本事業の実施により、秋田マリーナの利用エリアに変化が生じ、また、出戸浜海水浴場からは圧迫感を受ける見え方となるおそれがあることから、その影響について、当該活動の場の利用者等に対し、環境影響評価結果等の説明を丁寧に行い、理解を得るよう努めること。